

第 1 5 7 1 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 0 0 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第 18 号 平成 31 年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について
（特別支援教育課）

_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第 2 号 平成 31 年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校
事務職員等）の一部変更について（総務課）

_____ 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第 9 号 「公立学校の教職員の働き方改革プラン」（案）について（学校企画課）

第 10 号 「第 4 次島根県子ども読書活動推進計画」（案）について
（教育指導課・社会教育課）

第 11 号 「島根県部活動の在り方に関する方針」（案）について
（保健体育課・社会教育課）

_____ 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 70 号 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の内定状況について（教育施設課）

第 71 号 「県立高校魅力化ビジョン」（案）に係るご意見について（学校企画課）

第 72 号 平成 31 年度島根県教育職員採用候補者選考試験等の結果について
（学校企画課）

第 73 号 平成 31 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用
・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第 74 号 平成 31 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況（10 月末）について
（教育指導課）

第 75 号 第 3 回食の縁結び甲子園全国大会の結果について（教育指導課）

第 76 号 平成 30 年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について（保健体育課）

第 77 号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

第 78 号 登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

_____ 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第19号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱の改正について
(保健体育課)

_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 教職員の分限処分について (学校企画課)
第4号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____ 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第12号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____ 以上資料に基づき協議

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題	
松本教育次長	全議題	
小仲参事	公開議題	
門脇教育センター所長	公開議題	
仁科総務課長	全議題	
高宮教育施設課長	公開議題	
門脇教育施設課管理監	公開議題	
福間学校企画課長	公開議題	
柳楽県立学校改革推進室長	承認第3、4号及び協議第12号	
常松教育指導課長	公開議題	
濱村地域教育推進室長	公開議題	
村本子ども安全支援室長	公開議題	
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第19号	
佐藤保健体育課長	公開議題	
日野健康づくり推進室長	公開議題	
前田社会教育課長	公開議題	
江角人権同和教育課長	公開議題	
山根世界遺産室長	公開議題	
稲田文化財課調整監	公開議題	
米原福利課長	公開議題	
倉崎教育センター教育企画部長	公開議題	
堀学校企画課企画幹	承認第3号及び協議第12号	
中西学校企画課企画幹	承認第4号	
山中学校体育・競技スポーツ振興GL	議決第19号	

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	3 件
	報告事項	9 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	2 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	出雲委員	

(議決事項)

第18号 平成31年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について(特別支援教育課)

○佐藤特別支援教育課長 平成31年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員についてお諮りする。

定員設定の基本的考え方について説明する。特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員については、10月中に各特別支援学校が実施した就学相談会、これは、入学希望者は必ず就学相談会を受けることとなっている。その参加状況で把握した入学希望者を基準として設定している。就学相談会の参加者がいない場合であっても、最低限の学級、定員を設けている。全員入学を想定して、学科及び学級区分、この学級区分というのは、単一障害学級又は重複障害学級ということであるが、これらに応じて学級数を設定し、その入学希望者を全て受け入れるための入学定員を設定するということになる。

(1) 高等部であるが、入学希望者数に応じて学校ごとに設定した結果、入学定員は合計67学級321名とした。各学校の入学定員については、次の1の2ページに載せている。昨年度と比較すると、4学級減、定員32名の減となっている。大きく減となっている学校は、松江養護学校のマイナス19名である。

高等部分教室については、それぞれ単一障害学級1学級の定員8名で、従来どおりとなっている。訪問学級については、訪問教育の対象になっている生徒で編成しているので、病状が受験日までに変わることもあり、現在、対象の生徒を把握しているところで、来年2月ごろまでに学級を設定していきたい。

(2) 専攻科であるが、合計7学級41名で昨年度と同様である。

今後は、特別支援学校高等部専攻科の定員を定める県立学校の組織編制に関する規則を改正することとしている。

最後に、紙面には載せていないが、就学相談会後の状況について報告をさせていただきたい。現在、本人、保護者が高等部への進学を迷っているケースがある。その場合、高等部の体験を実施して、特別支援学校での学びやコース等の理解を促している。また、高校への進学も視野に入れているケースもある。その場合、高校との併願を可能としている。その数も入学定員に含めているので、最終的にはそのような生徒の進路先が確保できるようにセーフティーネットをしいているところである。ちなみに、高校との併願者は29名

である。また、特別支援学校が、それぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか、例えば知的障がいがあるかどうか、あるいは病弱障がいがあるかどうか、そういった判断をしかねるケースもあるが、これについては、必要な資料の提出を求めたり、他の障がい種の特別支援学校の就学相談も勧めたりして、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びの場がどこなのか就学相談を継続している状況である。

○真田委員 松江養護学校の3学級減について、高等部の生徒数が増加しているという傾向にあると思うが、今年度、減らされた理由を教えてください。また、併願者29名についても教えてください。

○佐藤特別支援教育課長 全特別支援学校の各学級増、学級減については1の2ページに挙げている。全体的な生徒数については平成29年度をピークに、平成30年度、31年度と高等部への入学希望者数が減少している。松江養護学校のみならず、その減少した理由については、全体的な中学校3年生の生徒数が減っていること、それに加えて高等部の希望者数が減っているという傾向である。

併願については、松江ろう学校1名、松江養護8、出雲養護4、石見養護3、浜田養護4、益田養護3、松江清心1、松江緑が丘5、計29名である。

———原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 平成31年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）の一部変更について（総務課）

○仁科総務課長 本件については、前回の11月のこの教育委員会会議の場において議決をいただいた事項である。議決後、各所属、関係所属に通知をする予定にしていたところ、その通知する段階で、一部記載の漏れが見つかった。この人事異動作業については速やかに進めていかないといけななので、気づいた段階で教育長の臨時代理ということで処理させていただいた。

内容については、記載のとおり職種ごとに遠隔地勤務の要件というのを設けている。そのうち個別に遠隔地要件を判断する職種として、アンダーラインを引いている建築職のU

I ターン試験の方が漏れていたという単純ミスであった。この漏れがあったので改めて追加した上で、教育長の決裁をいただいた上で通知を出させていただいたところである。

———原案のとおり承認

(協議事項)

第9号 「公立学校の教職員の働き方改革プラン」(案)について(学校企画課)

○福間学校企画課長 「公立学校の教職員の働き方改革プラン」(案)についてであるが、趣旨は、学校現場の業務改善を推進するということで、職場環境を整え、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化を図る、公立学校の教育者の働き方改革プランを策定するものである。

これまでの主な取り組みとして、4月に文科省の学校現場における業務改善加速事業の委託契約を行い、重点モデル校4校を指定したところである。5月には、教職員の勤務実態調査を行い、教育委員会会議で働き方改革に向けた検討の進め方についてお諮りしたところである。6月21日には第1回の学校業務改善の推進委員会会議を開催し、今年度取り組み方針の検討を行った。10月になって、教育庁内で教職員の事務負担軽減のプロジェクト会議を開催した。それから働き方改革セミナーとして、澤田真由美さんを招いて講演を行い、その後、本会の委員会の第2回の会議を中間評価というところで行った。11月には学校視察をしていただき、本日、改革プランについて協議させていただくものである。

プランの案については別冊をご覧いただきたい。最初に、目次として全体の構成を示しているが、なぜ働き方改革を進めるのかということ掘り下げて説明している。次に基本方針、それから取り組み期間を説明した後、数値目標をどのように考えていくかということ記載している。その後、プランを達成するため県教育委員会の取り組みとして9点、市町村教育委員会の取り組み、それから学校の管理職の取り組みとして8点、教職員一人一人の取り組みとして4点を挙げている。あとは、データを資料としてつけているという構成にしている。

まず、「はじめに」として、現在、相当な教職員が長時間勤務を行っており、いろいろ

な心理的負担を抱えながら業務を抱えている現状にある中、学校における働き方改革が全国的に進められているが、児童生徒の接する時間を十分に確保して、教職員の日々の生活の質や人生を豊かにし、児童生徒に対する必要な指導も持続的に行うことができる状況をつくり出せるところを目指すとしている。その後、文科省として教職員の長時間勤務の是正に向けた取り組みを着実に実施していくとされているので、こうした背景のもとで、島根県教育委員会で教職員の働き方改革プランを策定していきたいということである。理由として4点挙げているが、1点目は、教育の質の向上であり、業務全体を見直して精選するというので、子どもたちと向き合う時間を確保していくことで効果的な教育活動を行うことができるということである。2点目は、心身の健康保持であるが、勤務時間が長くなっていくとさまざまな健康障害のリスクがあり、教職員が心身の健康を損なわないような勤務時間とか、健康管理を意識した働き方を促進していくことが大切としている。3点目は、仕事と生活の充実であり、これは双方ともに充実させることが大切でないかと考えている。4点目は、教職を目指す人材を確保するために、教職員の長時間勤務が常態化しているので、こういった将来教職を目指す若者が減少してくる中、優秀な人材に教職員を志してもらうために、働き方改革に取り組んでいくとしている。

以上の理由から、プランの基本方針として3点、長時間勤務を是正するということ、教職員のワーク・ライフ・バランスの適正化を図っていくこと、本来業務に専念できる職場環境の確保をするということを基本方針にしたいと考えている。

取り組み期間としては、19年度から21年度まで3年間を重点期間としたい。見直しの視点としては、数値目標がきちんと、例えば月当たりの時間が達成されているかどうか、具体的な取り組みというものがきちんとなされているかどうか、モデル校における成果はしっかり普及しているかどうか、国も制度改正等の動向といったものを踏まえた見直しも必要ではないかと考えている。22年度以降についても、こういった検証をした上でプランの方針を引き続き図っていく予定である。

数値目標であるが、まず、勤務時間の考え方について整理をしている。文科省の勤務時間の上限に関するガイドラインの案が示されているので、基本的にこの表現に準拠したものとしている。勤務時間というのは、在校時間を対象としているが、校内にいても対象業務以外の時間については、これは自己申告に基づいて除くものとする。校外における部活動で勤務することもあるので、これも外形的に把握して、対象として合算する必要としている。ただし、休憩時間は除いていくという考え方である。

それぞれ具体的な数値目標として、国のガイドラインにも沿っているが、月当たりの時間外勤務の上限の目安を原則月45時間、年間で360時間以内としたい。本県の実態は、現在、抽出調査によると、月当たり平均65.1時間であるので、すぐに減らしていくのはなかなか厳しいものもある。そこで、15%減、30%減と書いてあるが、65.1時間という部分のちょうど3割減ということ達成すると、45時間以内に入ってくるので、まずは上限時間数にある45時間を意識して、上限以内に何とか20年度には入れたいという考えで設定をした。21年度までには何とか月45時間以内ということを目指すものである。なお、特例的な扱いであるが、4つの項目を挙げている。これについても国のガイドラインにある表記に基本的に沿っている。特例的な上限を示すと、ここまでやってもいいというような受け取る恐れがあるものあくまでも数値目標としては月45時間以内を目指していく。

年次有給休暇の日数については、全ての教職員が5日以上、全校種平均13日以上としている。これは現在、調査で平均が10.1日であったので、改正労働基準法で規定された5日以上ということを目指すとともに、島根県の職場づくり推進計画の年間平均取得日数13日を引用したものである。

ワーク・ライフ・バランスについての教員の主観的なアンケートの結果では、現在、バランスがとれていると思うと、どちらかといえばそう思うが45%であった。これから倍増を目指したいということで、ほぼ全ての教職員において実感していることを目指していきたいという数値の設定である。

これを達成するための手だてとして1つ目は、県教育委員会が取り組む内容である。1点目が教職員の定数改善であるが、教育委員会の取り組み、学校の自助努力だけでは限界があるので、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を引き続き行っていきたい。それから、負担軽減のための人的措置であるが、今の小学校英語の専科教員、スクール・サポート・スタッフ、業務アシスタントや教員にかわり部活動の指導を行う部活動指導員の配置の促進、こういったもので教員の負担軽減を図っていきたい。学校閉庁日であるが、県立学校については全ての県立学校を対象として、夏季休業期間中にまとまった学校閉庁日を設定していきたいと考えている。市町村立学校については、今年度は全ての市町村の教育委員会で夏季に学校閉庁日を、試行を含んで導入している。今後も学校閉庁日が効果的にされるよう情報提供を積極的に行う。教職員研修であるが、やはり具体的な取り組み事業を盛り込んだ内容の研修を実施していきたい。管理職等にもヘルスケアやタイムマネジ

メント能力形成を目指した研修を行っていききたいと考えている。それから、学校への調査・照会等の精選及び軽減である。既に学校の事務業務改善のために調査等の様式の見直しの検討を行っているが、複数の調査で同じようなことを聞くことがないようにするとか、不要な調査を削減するようなことを行っていききたいと考えている。それから、この後、審議いただく予定の島根県の部活動のあり方に関する指針の策定し、部活動の適切な休養日とか活動時間の設定というのを取り組んでいききたいと思っている。

勤務時間の客観的な把握である。県立学校については、ICTを活用したシステムの構築というようなものも検討している。これにより勤務時間を客観的に把握して、勤務実態の見える化を図っていききたいと思う。個々の業務量を管理職がよく見て、調整や見直しを進めることができるようにしたい。市町村立学校については、既に3市3町の6つの市町村教育委員会では、客観的な記録把握のためにタイムカードやICカードのシステムの導入がされている。こういうところでは副次的に、職員が勤務時間を意識しながら効率的に業務を行うようになったという報告も聞いている。好事例を紹介しながら効果的な方法の導入を促していききたいと考えている。

保護者・地域に向けて周知や広報である。県教育委員会と学校が働き方改革に具体的な目的を持って取り組んでいることを積極的に周知していききたいと考えている。それから、具体的な学校閉庁日の導入であるとか、留守番電話の導入であるとか、そういったようなことについても導入の趣旨を丁寧に説明して、保護者や地域の理解を得られるように努めていききたいと考えている。また、市町村立学校については、市町村の教育委員会の情報提供を積極的に行う。業務効率化に向けた職場環境の改善については、改善を目指した必要な支援や情報提供を行っていききたいと思っている。具体的には、業務効率化に向けた取り組みの事例を、行事の重点化、精選、ノー残業デーとか、それらをまとめた県版の学校業務改善事例集を作成予定である。現在、4校で行っている重点モデル校での取り組み、あるいは個人で取り組んでいる取り組み、こういったものも多く紹介していききたい。

市町村の教育委員会の取り組みであるが、市町村におかれては、県のこういったプランの策定を待っておられるところもあるので、このような形で市町村版の働き方改革プランにも取り組んでいただき、円滑な遂行に向けて、一層連携の強化とか必要な支援・情報提供等を行っていききたいと考えている。

取り組み例としてそこに8点挙げている。4番にある学校給食費等の徴収について管理業務の移行であるとか、あるいは業務改善アドバイザーなど市町村の取り組み、配置など

も紹介していければと思っている。

管理職に対する取り組みでは、まずは、個人個人の業務の見直しを図るためにも、一人一人きちんと勤務時間を把握していただく。その後、教職員が担っている業務について本来は誰が担うべき業務であるかと、どのように適正化を図ることができるかということを考えながら、外部人材を積極的に活用した視点でも見直しを進めていただきたいと思います。管理職については、働き方改革に係る項目を盛り込んだ学校の重点目標、あるいは経営方針というものを設定することが求められると考えている。

取り組みの例として、アンケートや勤務状況個人票というのは、これ、浜田高校がやっているが、先ほど、個人がどういう業務をやったかというのを一人一人出して見える化を図っていき、個人に考えてもらうというような取り組みである。このような取り組み例がこれから出てくるが、これは事例集にこういったような項目で入ってくるというところをイメージいただければと思っている。

業務負担の平準化である。一部の教職員に業務負担が偏ることがないように平準化していただくということで、教職員の校務の適正化を積極的に取り組んでいただくことを求めている。学校行事、それから会議の精選等、教育効果があるからということで、なかなかビルドばかりでスクラップできないということは聞いているが、しっかりと優先順位をつけて精選していただく必要があると考えている。また行事自体も練習とか準備時間を短縮したり、会議もルールをつくるなど取り組んでいただこうと思っている。

それから、先ほどの定時退勤日、ノー残業デー等であるが、自己申告制で個別にやっていただくこともできるのではないかと考えている。定時退勤日を自動的にやっていかれると、教員もその効果を感じることができるのではないかと考えているので、計画的な業務の遂行をして、定時退勤日を守っていくような取り組みを進めてもらいたいと考えている。

部活動指導のあり方についてであるが、県版のものが出たら、市町村版のあり方に対する方針等も策定いただいて、部活動の適切な休養日とか活動時間の設定、あるいは部活動指導員、地域指導者の活用などを進めていただき、その趣旨を保護者に対して丁寧に説明して理解を求めることが必要だとしている。

それから、職場環境の改善については、デスクやファイルの保管棚、レイアウトの工夫、あるいはデータをきちんと学年とか教科とか校務分掌単位でまとめていただいて、探してどうこうとか、引き継ぎでどうこうとか、環境整備を図って、業務の効率化を図っていた

だきたいというふうなことを提案している。

それから、ヘルスケアの対策では、心身の健康状態を適切に把握していくと、そのためにも教職員の声かけをしっかりと行っていただいて、相談しやすい風通しのよい職場づくりを取り組んでいただく。特に月当たり80時間を超えるような長時間勤務を行った教職員には、産業医による面接指導を強く勧奨していただくということをやっている。

教職員同士のサポート体制の整備である。管理職については、これら基本方針を教職員に周知徹底して、サポート体制が推進するようなチームとしての学校を目指していただきたいとしている。

最後になるが、教職員一人一人の取り組みである。教職員については、今言ったような管理職の指導のもとに働き方改革の意義をしっかりと理解してもらいたいと考えている。ワーク・ライフ・バランスは人から与えられたものではなくて、みずからが実践して獲得していくものだという意識を持って取り組んでいただくということである。マイルールの設定というのは、例えば、小学校の先生が昼休み、子どもと遊びたいと、子どもが遊んでくれと言うので一生懸命遊んでみるが、正直な話、仕事もできなくて悩んでいたという場合に、マイルールというのを決めて、週1回遊ぶ日をつくろうと、あとはごめんなさいというふうにルールをつくられたという例であるが、やってみると、子どもも何か遊ぶ日が決まると、この日に一生懸命遊べばいいのだなと思うと自分も仕事ができるという、そういうような取り組みができるようになったというやり方もある。小さなことではあるかもしれないが、一つ一つこういったような自分のルールをつくっていくのも効果があるのではないかということである。

それから、見通しを持って業務を行うというところで、完成からスケジュールを逆算して、見通しを持って業務を行うということが大切であるとしている。そのためにすき間の時間を活用したり、先ほどの退勤の予告時間とか、業務予定とかを朝礼時に皆さんで話し合うとかいうような取り組みも有効ではないかと考えている。

それから、環境整備というところで、整理・整頓をしっかりといただくとか、すぐ取り出せるように職場環境の業務を行うということで行っていききたい。

サポート体制というところで、先ほどのデータの共有化もあるが、コミュニケーションの活性化を図っていただいて、サポーター側がサポートをしていただけるような職員の取り組みを進めていきたい。

今後の予定であるが、こういったような素案をもとに学校業務の改善推進委員会を開く

予定である。その後、業務のまた実態調査を行い、2月に改善の推進委員会を再度開き、3月には、この会議でまたプランの議決をいただきたいと考えている。あわせて、学校業務の改善推進委員会では改善事例集というのを発行する予定である。

○藤田委員 今後の予定では、3月の下旬に委員会でプランの議決までに、何回か会があるようだが、中途報告のようなものはあるか。

○福間学校企画課長 教育委員会とか校長会とか、そういったところとの調整というものも出てくると思うので、また必要に応じて検討させていただきたいと思う。

○浦野委員 4ページの特別な事情について、注釈を見ると、例えば自然災害の発生に伴う対応が挙げられている。この特別な事情というのは、例えば子どもが問題行動の対応時間などもこの中に含まれるのか。

○福間学校企画課長 現在、スタートしてこういったものを挙げているが、基本的に、先ほど申し上げたように、国のガイドラインにもこういった表現がされているところをスタートラインとして挙げている。差し迫った事態というのはやっぱりあると思うので、そういったようなものは考えていかなければいけないというふうには思うが、教員の場合には、勤務時間の延長が認められるのは4項目の制約もあって、そういったものとの関連といったものも考えなければいけないと考えている。何でも特例な事態、特別な事情だというふうにしてしまい、どんどん拡大解釈していかれると、先ほどの話で、上限がここまでだからここまでは働けるじゃないかみたいな議論になってしまうといけないと考えている。ただ、緊急な事態には当然対処していただく必要があると思う。

○新田教育長 特別な事情の場合を設定する場合に、一つには、限定列举みたいな考え方で拡大解釈されないようにという見方もあり、逆に学校の現場を現実にと考えると、想定されなかったことで勤務せざるを得ないというふうな場面もある。恐らく例示のような形で、国の動きも見ながら引き続き検討という形になると思う。部分的に書いているが、国のほうもまだ審議会で検討がされていたり、働き方自体が、国全体の大きな今うねりになっているので、そういったところを見定めて決めるというのも一つの考え方なのであろうが、私どもとしては、やはり喫緊のとにかく対策を打っていかないといけない課題であるので、とにかく了解の得られるところでプランをつくって、早い段階から実行していきたいと考えている。そういったものの中でまた国が制度を改めたり、あるいは県内の実情を見て、修正が必要だということがあれば、PDCAサイクルを回すような形で順次改善していくという段階を踏んでいくようなものかなと思う。こういった特別な事情も、どういう表現

が一番いいかという検討もあわせてやっていくものと思っている。

○出雲委員 教職員一人一人の取り組みの中で、働き方改革、いろんな研修であるとか、いろんな取り組みもあるが、何よりもそれぞれ教職員の先生方一人一人、個人の意識の改革というか、それが一番大事なんじゃないかなと思われる。

管理職の取り組みのところ、学校行事や会議の見直しというところであるが、学校行事というのは、学校の中の先生方ももちろんだが、例えば保護者であったり地域の方であったりとかという、かかわりを持った行事というのがかなり中山間地域等にはたくさんある。先生たちが忙しい、人数が足りないからといって、これはやめてしまおう方向に行くと、その地域の方とか保護者の方からクレームが出たということが私も少し経験したりしているので、保護者や地域の方々とのバランスみたいなのも含めてスクラップ・アンド・ビルドをしていってほしいと思う。

○真田委員 月45時間を超える時間外勤務は6カ月を超えないこととするという点である。自分の経験からではあるが、朝1時間早く出て仕事をやり、部活持ったりするとすぐに45時間を超えてしまうような感じがする。45時間というのは、やはり国のガイドラインにもあるだろうが、なかなか難しいのかなと感じた。それから、学校閉庁日の設定を、夏季休業期間中に限る必要はないのではないかなと思うが、学校閉庁日の設定で、全ての県立学校を対象として長期休業中ということの意味なのであろうか。

また、市町村教育委員会の取り組みのところ、先日、11月に大田市のほうへ訪問させていただいて、市教育委員会とか、モデル校の大田小学校、大田一中の先生方にお話を伺った。タイムカードで毎月毎月きちんと勤務時間が出されると、やはりこれだけ長時間学校にいたのかということに驚いたということや、残業が多いと教頭先生方からまた注意を受けたりするということに非常に良い取り組みではないかなと思う。タイムカードの導入についてまた予算化の問題がついてくるが、その辺の対策はどのようになっているのか。

先ほど出雲委員もおっしゃっていたが、学校の中の特別教育活動の中の一つで、これから体験的なことが非常に増えてくると思う。なかなかこれは精選、見直しが難しい、逆に増えていくのではないかなと思っている。開かれた学校といったときにやはりそのところが一つ問題になっていくのではないかなということ、その辺のところをきちんと考えていくべきと思う。

管理職の取り組みのところ、教職員の勤務実態の把握と、取り組み例であるが、勤務状況個人票の配付とかがあがるが、またこれで仕事が増えるのではないかと懸念する。

○福間学校企画課長 学校閉庁日に関し、まず、統一してとれるのは夏季期間中ではないかと考えている。県立学校については、各校の実情がまちまちであって、検討していきたいと思う。

行事の見直しについては、おっしゃるとおり、教育の質の向上との関連でも非常に難しいところがあるように思う。ただ、こういった働き方改革の立場からいくと、やはり精選していただくとしか申し上げようがない。そういった意味で、やめるときに申しわけないが働き方改革なのでというふうな説明というものはできると思うし、そういったことには取り組んでいただく必要があるかなと考えている。

勤務状況個人票については、また新たにつくることで業務が増えることになるかと確かに大変ではないかと思うので、統一して何か利用してできるようなものがあれば活用し、円滑にできるようなものを想定していきたいと考えている。

○新田教育長 働き方改革ということからすると、一つには、やはりスクラップという視点は不可欠であろうということが1点と、それから、例えば登下校の安全確保などで言うと、安全指導員の方とかP T Aの方が要所要所に立っておられて子どもたちを安全に導いてくれているが、学校からも先生が出てきて校門の前に立っているような状況もある。そういったところは、形を見ると、結局地域の方やP T Aの方と役割分担をして、ここはどのように改善しよう、ここは学校で教員が見ましようというふうな、信頼関係と了解のもとでそういう役割分担をやっているケースもあろうかと思う。そういったことが学校行事の中でも応用できるところはあるのではないかという視点は、一つ、検討の対象になり得るのだろうなと思っている。

前回の委員会でお話し申し上げた県立高校の魅力化ビジョンなどにも、そういった地域との信頼関係を前提とした役割分担は大きいポイントになると受けて止めている。そういった点では、ひたすらスクラップというわけではなくて、そういう両立するような持っていく方というのも検討すべきではないかなと考えている。

○浦野委員 目標の時間だとか、いろいろ数値的なものが目標として挙げられてはいるのだが、仕事のペースは、人それぞれ違い特に新任の先生などは何でも簡単にいかないと思う。私も長崎で教員を6年間やっていた。今、振り返れば、慣れないうちに終わってしまったという記憶がある。それで、どちらかという自分はいペースで遅いほうだったと思うが、それを働き方改革だからといって早く帰るようにというのは、大雑把に言えば、もっと先輩に聞いて習いたかったということも職員によってはあるように思う。一人一人

の取り組みと関わると思うが、ただ数字だけで片づけるのではなくて、その人その人もしっかり見ていただけたらなと感じた。そのために教職員同士のサポート体制の実践というところが一番解決策になるのかなと思った。若い先生たちをサポートしながら、みんなで一緒にやっていくという、そういう学校全体としての働き方改革っていうのを充実させていってほしい。

○福間学校企画課長 教員も経験の違いや、いろんな役割等もあり、忙しい教員など、そういった経験にも差があり、それぞれの働き方を考えながら、一緒にやっていく必要があると思う。当然管理職等の研修などにおいても、そういった視点を盛り込んだり、こういったものについても書き込んでいくということもあると思う。無理やり時間数を減らしていくという観点よりは、やはり教員はきちんと意識をして働き方を改善していただくため、おっしゃったようないろんな経験差みたいな部分も、いろいろ考えて取り組んでいただけるようにしていきたいと思う。

○浦野委員 学校の中での超過勤務についてであるが、持ち帰ってやるような作業もあると思う。その辺の勤務時間というのは、これからどのように考えられていくのか。

○福間学校企画課長 自己研鑽に当たる部分もあると思うし、持ち帰り仕事に当たる部分もあると思う。それが学校の業務であれば、やはり学校の業務としてカウントすべきであると考え、教員としての自己研鑽に当たる部分などであれば、勤務時間としてカウントするよりは自分のものとして考えていただく必要があると思う。その線引きがなかなか難しいところがある。

○新田教育長 知事部局のほうでは、行政職が時間外ということでの取り組みが若干先行している部分もあるかと思う。やはり留意していたのは、1人で抱え込ませない、1人で悩ませないというふうなアプローチがあった。一人でうんと悩んでしまうといろいろとマイナスの方向に行くことが多いので、分担したり、いろんな人からいろんなアイデアをもらったりということで、チーム、グループでできるだけそういうことは解決していこうということが、風通しのいい職場づくりになったり良好なコミュニケーションを生んだりするように持っていくような仕掛けも同時に、積極的に検討していかないといけないだろうなと感じている。

——資料に基づき協議

第10号 「第4次島根県子ども読書活動推進計画」（案）について（教育指導課・社会教育課）

○前田社会教育課長 この計画は、法律に基づき、各都道府県及び市町村が努力義務で策定することとなっている。本県は、これまで国の計画策定の1年後に国計画と同じ5年を期間とする計画を策定してきている。現在の第3次計画の期間が今年度末であることから、来年度からの5カ年を計画期間とする第4次計画を策定しようとするものである。本県が目指す、本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てるということをより効果的に推進するために、発達段階や実施主体ごとの取り組みなどを、できるだけ具体的に記載し、作成するものである。

今回の第4次計画において重点的に取り組む事項としては、計画の目的や現状などから、主に2点を掲げている。1点目は、乳幼児期からの読書習慣の定着である。特に今年度は県に幼児教育センターを新設したこともあるので、新たなルートを用いた活動によって取り組みを強化したいと考えている。2点目は、学校図書館活用教育のさらなる推進である。本県は、平成21年度から子ども読書県しまねを標榜し、県内全ての公立小・中学校等と県立学校の図書館への学校司書等の配置を支援しているが、学校図書館を活用した学習はまだ十分には進んでない状況にあることから、市町村や学校現場が学校図書館活用教育の意義や効果を認識され、積極的に取り組んでいただくことを強化したいと考えている。

別冊資料にて全体的な構成、内容を説明させていただく。2ページには第4次計画の背景として、国の動き、4ページからは、県の動きの中から主立った事項を記載している。

6ページから10ページには、第3次計画期間中の主な成果と課題を記載している。成果としては、各市町村においてブックスタート等の絵本贈呈が拡充していることや、読書普及指導員、親子読書アドバイザー、読書ボランティアなどの活動が拡充していることや、ビブリオバトルと呼ばれる書評合戦が県内でも広がりを見せていることなどあげられる。

課題としては、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合は全国平均よりも低い反面、30分以上読書をする割合が全国平均よりも低いことなどがあげられる。

11ページには、第3次計画における数値目標の進捗状況を記載している。

12ページから14ページには、第4次計画の基本的な考え方、具体的には計画の位置づけ、期間、基本理念、基本目標、目指す方向性や、第4次計画で重点的に取り組む事項

などを記載している。

15ページからは、第4次計画における施策の方向と具体的な施策を記載している。Iの部分では、家庭における読書活動の推進を実施主体ごとに記載し、17ページからのIIの部分では、地域における読書活動の推進を、図書館や公民館、読書ボランティアなどに分けて記載し、22ページからのIIIの部分では、幼稚園や保育所等における読書活動の推進の中で、役割や具体的な取り組み内容を記載した。

24ページから29ページまでのIVの部分では、学校図書館活用教育について、学校や学校図書館の役割や、その具体的な取り組み、そして、これらを支える県の取り組みなどにつきまして、校長先生の役割ですとか、司書教諭や学校司書等の連携のあり方、校内体制として求められる姿、人材の配置や育成などの事項をかなり具体的に記述した。

30ページからのVの部分では推進体制全般を、32ページには、第4次計画における数値目標を記載した。

この計画の策定に当たっては、43、44ページに掲げる推進会議において構成や内容を作成してきたが、会議での議論だけでなく、各委員から個別に幾度も意見照会や調整を行うとともに、この推進会議の事務方として参加している教育指導課、特別支援教育課、県立図書館及び当課において、互いに綿密な連携や意見交換を行いながら作業を進めてきた。

今後の予定についてである。来月には県議会常任委員会において説明を行った後、約1カ月間、パブリックコメントを実施し、県内から幅広く意見を募る。これらの意見をもとに加筆修正したものを2月下旬の県議会常任委員会において説明した後、3月の教育委員会にて議決をいただくという手順を進めたいと考えている。今回は、この計画案そのものについて、そして、この計画案でパブリックコメントを実施すること及びこの手順を進めることについて協議をいただきたい。

○真田委員 別冊の29ページにおいて、数値目標について学校司書の配置率が既に100%であるが目標100%と設定してあるが目標になり得るのか。

○常松教育指導課長 いわゆる子ども読書活動推進事業の司書配置にかかわる部分では、今、予算のところ非常に難航している部分があり、要するに県の補助が多少今までよりも少なくなるようなことも予想されている。19市町村の教育委員会回り事情を説明してきたが、各市町村とも、もう少し司書の配置については時間数を増やしていきたいという考えがあった。100%が本当にずっと維持できるのかという心配もあり、そういう意味

で、100%を維持し続けるというのも立派な目標ではないのかなと思っている。

○浦野委員 司書教諭発令率について、かなり高い数値が出ているが、補足説明願いたい。

○福岡学校企画課長 特定の学級数の規模がある学校について、司書教諭の資格をお持ちの方に、司書教諭の発令を行ったものである。小さい学校については司書教諭を置くという義務はないが、ただ、その学校についても当然司書教諭を置こうと思えば置け、学校の規模に応じて司書教諭を置いてない学校がまだ幾らかある。できるだけそういった資格を持っている方をもって司書教諭を置いていきたいという考え方ということでご理解いただきたい。

○浦野委員 司書教諭の資格を取るのに講座を受けると思うが、費用等のサポートはあるのか。

○常松教育指導課長 子ども読書活動推進事業の中で、司書の免許を取る際にその費用の一部を補助するという制度はある。

○林委員 県内の公立学校に学校司書が100%配置されてもうかなり年数が経つが、その中で、まだまだ図書館の活用というか、調べ学習が十分に進んでいないとか、読書の時間、30分以上する児童生徒の平均が全国を下回って、ちょっと残念な結果だなと感じた。学校によっては熱心にやっておられるところもあると思うが、そういう学校司書の方々の横の連携であるとか情報を共有する機会は、今どれぐらいあるものなのだろうか。

○常松教育指導課長 学校司書の経験に応じた研修等はあるので、そこに集まられた司書の方が情報交換されるということはあると思う。組織としてあるかどうかについては、把握してない。

○林委員 学校によって、学校司書の方も多分週に何時間というような形で限られた時間の中でされていると思うが、その中で、やはりなかなか自分がやりたい思いがあってもうまくいかない、また司書教諭の方との連携というところもあるのだが、そこら辺、パブリックコメントの実施もあるのだが、そうした県内の学校司書とか司書教諭の方の意見をくみ上げる機会があればいいなと思うが、その辺はどのようにお考えか。

○前田社会教育課長 県のホームページとか新聞広告という標準的なパブリックコメントの媒体とは別に、全19市町村の教育委員会の子ども読書担当課へ、この冊子もつけて依頼の文書を送り、教育委員会の中で御検討いただくとともに、管内の全学校、公立学校と図書館へも周知していただいて、意見をもらうようにしている。あわせて、県立学校全てにも同じように依頼文書と紙ベースのものをお送りして、ぜひとも関係の方が見られて意

見を発信するように個別のPRを行いたいと考えている。

○浦野委員 読書ボランティアというここでの表現は、どのような団体のことを指すのか。

○前田社会教育課長 地域地域で活躍いただいている個人の方々というくくりの方々である。

——資料に基づき協議

第11号 「島根県部活動の在り方に関する方針」（案）について（保健体育課・社会教育課）

○佐藤保健体育課長 「島根県部活動の在り方に関する方針」（案）について説明する。

策定の理由であるが、国は、今年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定された。その中には、適切な運営のための体制整備として、都道府県は部活動のあり方に関する方針を策定するように定められている。また、この12月5日に改正された文化部活動、そちらの方のガイドライン作成検討会議に示された案についても、同様に記述がされている。そういった背景を受け今回策定をするものである。

検討経過についてであるが、島根県では、昨年8月に部活動の在り方検討会を設置して、これまで8回にわたり公開で協議を重ねてきた。この検討会の設置については、昨年7月の教育委員会会議で設置の目的、委員構成について報告したところであるが、島根県では、検討の対象を運動部、文化部の両方で進めてきた。

検討に当たっては実態調査が必要だということで、国が昨年7月に実施した部活動に関する総合的な実態調査、これをベースに県独自の調査項目を加えて調査した。

別冊資料の15ページをご覧いただきたい。2番目に書いてあるが、調査対象校、高校は国の調査対象となった学校が幾つかあったので、それを除いた29校、それから中学校は、市町村ごとの生徒数に応じて割り振りをした40校を対象に調査した。調査対象者は、これらの学校の校長、全ての教育職員、それから中学、高校、それぞれの2年生、男女10名ずつ、そして、その保護者の方、延べ4,000人余りの方から回答を得たところである。調査項目は、部活動に関する決まりや活動時間などで、その調査結果については16ページ以降にその一部を載せている。

今後の予定について、本日、協議事項として方針案を説明し、来年、パブリックコメント等を経た後、2月の教育委員会会議で議決いただくスケジュールで考えている。

5の2ページをご覧いただきたい。方針の概要を1ページにコンパクトにまとめたものである。今日の説明は別冊資料1ページから説明をする。

1ページは、方針策定の趣旨としているが、ここには部活動の意義、課題、方針策定の趣旨、今後の方向性を記載した。方針策定の趣旨の5段落目には、この県の方針は公立中学校及び県立学校を対象としたものなので、私立学校についての取り扱いについて記している。私立学校についてもこの方針を参考にされ、部活動が充実することを期待するというまとめとしている。また、次の段落には小学校の取り扱いについて記している。小学校のさまざまな活動に際しても、この方針を踏まえ、児童の発達段階を考慮して行うべきものと整理をした。

2ページ目をご覧いただきたい。1番目、部活動の位置づけと意義・効果、これについては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるべきもので、学校教育の一環として位置づけられており、技術・技能の向上のみならず、自主性、協調性、責任感などの育成や充実した学校生活に重要な教育活動と定義をしている。

3ページをご覧いただきたい。適切な運営のための体制整備について何点か掲げている。まず1点目であるが活動方針の策定、それから年間活動計画、年間活動実績等の作成である。それぞれの部署で責務を示しているが、まず、市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考にそれぞれの市町村の方針を策定する。その際、この県の方針の基準を踏まえて、休養日、活動時間等を設定して明記をする。次に、学校長、中学校、県立学校があるが、それぞれ学校設置者の方針に則り、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定する。次は、それぞれの部活動の顧問の先生、こちらは活動日や休養日などの年間の活動計画、毎月の活動実績を作成して校長に提出をする。校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載などにより公表する。これはホームページに限定したものではないが、いずれかの方法で公表するということである。最後に、各学校は活動実績について学校評議員等を活用して評価を行う。こういったように、学校設置者、学校長、顧問、それぞれの責務を示している。例えば、先ほどの公表のところであるが、既に学校によってはホームページで部活動紹介、こういったページも設けられている。そこに必要な項目をつけ加えてもらう、こういった形で簡素で合理的な方法で進めていきたいと考えている。

次に、2つ目の指導・運営に係る体制の構築に関しては、1つ目として、生徒や教師の数などを踏まえ、適正な数の部活を設置すること。2つ目が、顧問を決定する際には適切な校務分掌となるよう留意すること。それから、複数顧問体制による分業を行うこと。さらには、部活動指導員等の協力を得る場合には学校と部活動指導員の間で十分な調整を行って、相互に情報共有することが必要である。3つ目として、教育委員会は適切な部活動指導となるよう、顧問あるいは学校管理職を対象とする研修を行う。そして、部活動指導員についても、任用の前、任用後、適切な時期において、部活動の教育的な意義や体罰の禁止など、必要な研修を行うといったことを掲げている。

5ページをご覧いただきたい。3番目の合理的で、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みとしては、適切な指導がなされるよう、部活動の指導は関係者の相互の理解のもとで、生徒の年齢や健康状態、技能の習熟度や気象状況など総合的に考えて、科学的、合理的な内容により行う。校長、部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、そして事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底していく。それから、今年のように暑かった年もあるわけであるが、熱中症予防運動指針、これに基づいて、熱中症への最大限の注意を払う。このときには、今後、年度内に策定するとしている学校危機管理の手引、こういったものも参考にするとしている。そして、部活動顧問はスポーツ医・科学の見地から、休養を適切にとりつつ短時間で効果が得られる指導を行う。それから、過度な練習を強いることがないようにすること、生徒の意見を尊重しながらバランスのとれた運営と指導を行うなどの適切な指導の実施に関して挙げている。

また、2点目として、こういった合理的かつ効率的な活動を行うために、中央競技団体等が作成した指導の手引を活用する、こういったことも述べている。

6ページをご覧いただきたい。4番目の適切な休養日・活動時間の設定。これは最も関心が高い内容であるので、かなりの時間をかけて議論がされた。また、日数や時間など数字で設定するものに関しては、その設定理由についても学校現場の理解が図られるよう議論が尽くされた。基準の定め方は学期中と夏休みなどの長期休業中に分けて、それぞれ休養日と活動時間を整理している。

まず最初に、中学校である。中学校は国の基準と同じ内容になったが、学期中の休養日は、週当たり2日以上休養日を設ける。この基準設定の理由あるいは考え方は、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、休養日は少なくとも1週間に1ないし2日設けることが望ましいと、こういったことが示されてることを

挙げている。また、休養は、体を休めて疲労回復したりストレスを解消したりするために必要、このことは保健体育の教科書にも記載されている事柄である。そして、休養日を設けることで学業との両立が図られる、こういうことを述べている。

運用上の留意点、何点か述べている。休養日の設定に当たっては、しまね家庭の日の取り組みを考慮することにしてしている。しまね家庭の日の中学校、高校の受けとめ方については資料の方に載せているので、後ほどご覧いただきたい。

次に、学期中の活動時間、平日では2時間程度、学校の休業日、土曜、日曜、これについては3時間程度とするということにした。設定理由の考え方、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすることが望ましいと示されている。運用上の留意点としては、1週間の中で、授業の終わりの時間が違うことがあるため曜日によって活動時間を変更すること、季節によって日没時刻が変わること、さらには、マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、それから、学校の体育館やグラウンドの使用ローテーション、いろいろなことがある。こういったことを考慮して適切に設定するように、時間の設定についてはさまざまなことを留意するというようにしている。

それから、3つ目は、長期休業中の休養日・活動時間について定めた。まず、休養日のほうは、学期中と同じ、週2日以上、活動時間のほうは、週休日と同じで長くとも3時間程度。これは長期休業中でも、健康面や学業との両立の側面、これで配慮すべき事項が全く変わらない。それから、長期休業中はちょうど学期中でいえば週休日と同様の生活時間であることを考慮したものである。運用上の留意点としては、2つの観点から示した。一つは、部活動の活性化の観点である。長期休業中にしかできないような活動、県大会とか長期の遠征、こういったものであるが、こういった参加、考慮して、休養日、活動時間を設定する。それからもう1点が、多様な活動を行うという観点からは、長期休業中は生徒が十分な休養ができるということと、それから部活動以外にもさまざまな活動ができるチャンスだということで、ある程度長期のオフシーズンを設けることとしている。

こういった学期中、長期休業中を問わず、基準を超えて活動を行う場合の留意点としては、大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合もあるかと思うが、そういったときは必ず生徒、保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に休養日の追加設定、あるいは活動時間短縮を行うなど、適切な対応をするということにした。

9ページをご覧いただきたい。高等学校については、中学校より活動時間が多い設定とした。学期中の休養日については、週当たり1日以上休養日を設ける。高等学校が中学校に比べて休養日が少ない理由は、高等学校では中学校教育の基礎の上に生徒の興味・関心・能力・適性、進路等に応じた多様な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいること、また心身の発育・発達の観点から、中学校と比較して、より自主的、自発的な活動をする生徒、より高度な技術の習得を目指している生徒がいる、こういった2点を考慮したものである。学期中の活動時間については、平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とした。中学校と変わる理由は、先ほどの休養日と同じ、教育の特性の違いを考慮したものである。長期休業中の休養日、活動時間については、休養日は週1日以上、活動時間は4時間とした。設定の理由、運用上の留意点、基準を超えて活動を行う場合の留意点、これについては中学校と同様である。

5番目、生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備についてである。生徒のニーズが、活動の頻度が少ない、いわば同好会のような部活動を望む、こういった声もある。そういった観点から、部活動の設置について、実態に応じて検討するとしている。また、教育委員会は生徒数減少の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の部活動を設けることができない場合、こういった場合には、生徒の活動の機会が損なわれることのないよう、合同部活動の取り組み、これを推進するとしている。そして、教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体等との連携、民間事業者の活用を進め、学校と地域が協働・融合した形での活動環境を整えるとした。それから、保護者の理解と協力は、部活の運営上、欠くことのできない大切なことである。校長は部活動の意義や学校としての方針を保護者へ説明するほか、日ごろの活動を見てもらうなど、保護者の理解と協力を得るように努める。そして、水泳や体操など、学校の部活動にない大会等がある。そういったときの引率、教員が義務づけられているものがあるが、関係者の理解を得て、教員の引率が必要になる場合には、そういった指導者の方に、あるいは保護者の方に引率を依頼するなど、教員の負担軽減に努める、こういったことを挙げた。

13ページをご覧いただきたい。6番目、参加する大会の精査。校長は活動計画及び活動実績等を確認し、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会、合宿や遠征等を精査するとした。

最後、今後の取り組みとしては、この方針をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを継続して実施することとしている。会議や研修等を利用した周知、それから学

校において、部活動の活動方針・計画・実績の策定等が効率的に行われるように支援すること、それから部活動の適切な運営を図るための研修会の実施、それから部活動指導員あるいは地域指導者の配置の推進、それからこの方針に基づく取り組み状況の定期的なフォローアップ、それから部活動に関してのレンタカーの利用については、今後の継続課題と考えている。そして、部活動指導員のなり手となる地域指導者の確保・育成、こういったことを取り組みとしている。

あり方検討会には小学校、中学校、高校の校長会、そして中体連、高体連、また市町村教育委員会連合会からも参画をいただいた。それぞれの立場でこの部活動の方針が学校に浸透するよう、校長会、中体連、高体連など、そういった組織においても取り組みを進めていただく、こういったことで考えている。

○林委員 休養日の方について、スポーツ系も文化系も同じ時間ということで設定されているのか。スポーツに関して、体力的なものもあると思うが、文化系でいうと吹奏楽部とかってというのは割と部活動、休日でも1日練習するところが多いかと思うが、なかなか理解得づらいところがあるのではないかと思うがいかがか。

○前田社会教育課長 中学校、高校問わず、吹奏楽部というのはスポーツ系部活動と同じぐらい、かなり練習をハードにされる部活動であるということは私どもも認識している。ただ、特定の部活動だけを区切って取り上げ始めると統一的な指針というふうなものにならないことから、このたびは委員の中にも小学校長会、中学校長会、それから体育の団体だけではなくて、高文連、高等学校文化連盟といった代表の方にも参画いただいて、基本的にはあらゆる部活動は同じように、ルールというか、指針を守ってもらうというところで議論積み重ねて意見を収斂してきたという経緯があるので、基本的に部活を問わず、守っていただく指針として考えている。

○藤田委員 基準を超えて活動を行う場合の留意点について、文化系だろうと体育会系だろうと基準的を守るようにというお話であったが、例えば大会前などそれぞれの部活の方々がそれを超えてやろうとするときにはこういったことをきちんと留意してやるようにというふうに捉まえていいのかどうか。

○前田社会教育課長 基本的には守ってもらう前提としている。

○真田委員 島根県の場合は都市部の学校などと違い校外の指導者やクラブチームが実際なく、保護者とか地域の方々から部活に対する指導も非常に期待が大きい。同時期に第2回目の国体に手を挙げられており、国体のときに地元の選手に対する期待も大きいかと思

う。片一方で選手強化を頑張れ頑張れと言いながら、片一方で練習時間は、休暇はこうやってというのがなかなか、何かアクセル踏みながらブレーキ踏んでいるような感じがするがどのように考えられておられるのか。

私立高校には強い規制がかからず、部活がしたかったら県立ではなく私立へ行くというようになるなどいろいろな影響が懸念されるが、その辺についても少し考えていただきたいと思う。

指定校とか重点校に対して、人をつけるなど検討ができるようなものか少しお聞かせいただきたい。

○佐藤保健体育課長 働き方改革、2巡目国体に向かったの競技力向上、この2つの要素が来年度からぐっとのしかかっている。今、両方の面で予算を何とか増やしていこうと思ってやっている。

例えば自分ちょっとは手伝ってあげてもいいけどというような人たちがその地域ですと学校に、部活動に参加してもらえるように、地元への協力体制を少しずつ増やしていくとか、いろんなことを地道にやっていく必要があると思っている。

運動部活動のこと言うと、今、県立学校、107名の地域指導者に来てもらっている。部活動指導員っていうと、恐らくその地域指導者、今お世話になっている方から部活動指導員になられると思うが、そうすると、次の地域指導者の予備軍というか、そういう人たちどんどん増やしていく必要があるということで、これからは学校のほうで地域の方に声がけというか、そんなことを進めていく。県の方は予算の方で何とかなるところは応援していきたいと思っている。

それから、アクセルとブレーキの話であるが、この文献等によれば科学的、効率的な練習というものもあるので、顧問の先生はそのことは十分承知しておられるわけであるが、いま一度そこらあたりを、横の連携等もお互いに情報交換しながら、なるべく短時間で効率が上がるようなことを研究していただければ、そのきっかけになればありがたい。

○真田委員 体育専任教員、体専の先生とか、スポーツ推進の競技の先生方の意見も少し聞いていただければいいなと思う。

○林委員 合同部活動の取り組みというのが挙げてあるが、確かに生徒減少する中で、こういう合同での参加というのものもある。合同参加については、個人戦のある部については認められてないというふうに思っていたが、今もそうであるか。

○佐藤保健体育課長 細かい点までは承知していないが、このあり方検討会の中でも、中

体連、高体連、特に西部の方で、中体連の代表として入っていた先生から、いろんなことを検討しないといけないが、そういった体育会の参加資格というか、大会規定、そういった見直しも当然にやっていかないといけない。そういったときに、県レベルまでの大会は県の中体連で決めればよいことであるが、そこで例えば合同チームが勝ち進んで全国大会に行けるかどうか、これはまた全然別の話だし、恐らく行けないことに今なっていると思う。この合同部活のことに關しては、教育委員会と、それからそれぞれの中体連、高体連、一緒になって、どのような方法がいいかということのを少し考えていかないといけないので、団体戦、個人戦のこともあるが、包括して、今後検討してもらわないといけないと思っている。

○林委員 実際、全国大会の資格となるとなかなか難しいところがあるが、せめてオープンとしてでも、そういう機会がもう少し増えればいいかなというのは非常に、特に邑智郡とかを見ているとよく感じる場所があるので、また検討いただきたいと思っている。

○出雲委員 意見であるが、私たちが部活動やっていたころとは随分違って変わってきたなという印象を受けた。週に1回の休養日というのは、やっぱり先生方にとっても子どもたちにとってもそれは必要なことではないかなと思う。ただ、今、いろんな委員言われたように、バランスをどういうふうにとっていくのかは非常に難しいところではあるかと思う。

——資料に基づき協議

(報告事項)

第70号 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の内定状況について（教育施設課）

○高宮教育施設課長 先月7日に成立した国の第1次補正予算において、ブロック塀の倒壊事案、それからこの夏の猛暑を踏まえたエアコン整備に対応するために、市町村への支援対策として、国において985億円の臨時の特例交付金が措置された。先般この交付金の内定があったので、その状況を報告する。

臨時特例交付金の概要であるが、交付金の交付率は対象経費の3分の1ということになっている。交付要件は、対象事業費の下限について、要件が通常の支援制度よりも緩和さ

れており、使い勝手のいいもの、活用しやすいものとなっている。また、残りの事業費3分の2に対して、補正予算に係る地方債の制度が設けられた。この補正予算債は通常活用できる地方債よりも市町村負担が軽減される、交付税措置が有利になるといったようなものである。市町村では今後これらの有利な財源を活用して、整備を進めていくこととしている。

交付金の内定の状況の内定額は県内市町村の合計で12億400万円余である。その内訳だが、ブロック塀対策が要望額どおりの1,400万円余、エアコンの整備については11億7,700万円余となっている。このたびの国の予算、補正予算については、全ての普通教室にエアコン設置できる規模、この予算が措置されている。このたび県内市町村の普通教室、それから特別教室でのエアコン新設については、要望どおりの内定があった。ただし、既に設置されているエアコンの更新については、国の予算枠を踏まえた整備の優先度などから、全国一律に見送られているという状況である。

具体的な整備、内定を踏まえた整備の今後の取り組みであるが、ブロック塀の内定状況についてご覧いただきたい。表区分を幼稚園、小学校、中学校、その合計としている。この数値は単位メートルということで、必要な整備量をメートルとして換算している。必要な整備量は合計をご覧いただくと1,279メートルある。このうち、交付金を活用して実施する事業が合計910メートルということで、全体の約7割が交付金を活用して実施されるというものである。残りの369メートルは市町村が単独で実施するもので、交付要件に達しない規模の工事というものである。

具体的な対策は、ブロック塀を撤去するのみ、それから撤去後にフェンスを設置するもの等がある。工期であるが、現在、地元と工程等を調整している学校を除き、おおむね来年度前半には工事を終えるということになっている。

エアコンの内定状況についてである。小・中学校であるが、表区分、普通教室、特別教室、それから普通教室、特別教室の合計としている。普通教室の欄、平成30年9月1日現在の設置率であるが、合計のところをご覧いただくと32.9%である。これが今回の交付金の内定を受けて、1,829教室の整備をするという予定にしており、その整備を終えると、96.3%まで整備率が引き上がるという見込みとなっている。なお、84教室は、この交付金の内定の以降、順次3カ年間かけて整備をするという予定にしており、この84教室の整備が終わると、設置率が100%となる見込みである。なお、21教室についてはエアコンの整備予定のない教室であり、統廃合などが予定されているものなど

がある。それから、特別教室も同様にご覧いただくと、32.5%に対し、43.6%まで整備後が引き上がるという見込みである。幼稚園についてである。幼稚園も表区分を保育室、それから保育室以外の諸室、それから合計としている。保育室の30年9月1日の設置率であるが、47.8%に対して、交付金の内定を受けまして整備を102教室すると、95.7%となる見込みである。なお、9室については、今後使用見込みのないような部屋だということである。それから、保育室以外の諸室、遊戯室などであるが、こちらも同様にご覧いただくと、40.4%の状況が、整備後42.8%となる予定である。

エアコンの設置については、全国的にも整備が今後集中するということが予想されているので、円滑に工事が進むように、昨日であるが、県内の業界団体を直接訪れて、県内の各市町村の整備規模とか工期とか、そういったようなものも情報提供を行って、直接協力要請をしたところである。今後、市町村への情報提供を随時行い、相談などにも応じていきたいと考えている。

○浦野委員 浜田市はもともと7.5%だったのが100%になる一方で、益田の整備率が浜田ほど上がらない理由はどのような理由によるものか。

○教育施設課長 31年度以降3年以内に整備ということで、どうしても財政事情等から計画的に今後整備をしていきたいといったようなことがある。今回の補正予算はかなり有利な財源となっているがどうしても実負担が伴うということで、全体の財政運営を考えて、こういったような計画的な整備を選択するという市町もある。

———原案のとおり了承

第71号 「県立高校魅力化ビジョン」（案）に係るご意見について（学校企画課）

○柳楽県立学校改革推進室長 前回、11月の委員会会議においてビジョン案の全体をお示しした後に、パブリックコメントと地域別広聴会を実施した。今回、これらでいただいたご意見等について報告をさせていただく。

1番目のパブリックコメントにおけるご意見である。これは11月7日から12月6日までの1カ月間実施したところ、県立高校の教員、大学関係者あるいは高校の卒業生、地域の住民の方など、12名の方から19件、ご意見をいただいたところである。一覧表の

1、一番左に1から19までの番号つけているが、これらのうち主なものについて報告をさせていただく。

第1章に関するものとして5件いただいているが、2番で、新学習指導要領に示された、主体的・対話的で深い学びを実施していくに当たって重要となる探求的な学習について、理数科のある高校やSGH指定校においては既に取り組んでいるところであるが、この取り組みを他校の生徒や教員も共有できる機会をつくってほしいというご意見や3番、探求学習を積極的に行って、理数系教科に興味・関心を持つ生徒を、島根大学だけでなく中国地方の大学や企業と連携して育ててほしいというようなご意見があった。

第2章にかかわるものとして3件いただいている。7番、専門高校においても、大学進学に対応できる多様な科目の開設を図ってほしいとのご意見をいただいている。

第3章に関するものとして10件、9番と10番は、松江市内普通科3校の通学区撤廃に反対という趣旨のご意見だった。また12番は、浜田市、江津市の具体的な取り組みの普通科高校に記載した文理融合型の新しい学科について、もう少し具体的に説明してほしいとのご意見、13番から15番は、江津工業高校の活性化を期待する観点から、定員の増員、宿舍の改築、ポリテクカレッジ島根との一層の連携についてのご意見をいただいたところである。16番は、教員の養成と育成に関する記述について、ビジョン案では「島根大学等と連携を密にし」としているが、島根県立大学においても教員養成のプログラムがあることなどから、「島根大学等」ではなく、「島根大学・島根県立大学等と連携を密にし」と、島根県立大学も記載してほしいというご意見であった。17番は先ほど説明をした3番と関連するが、理数系教科に強い生徒の育成を期待するという観点から、教員の確保に当たって、理数系教科で力のある優秀な人材を特別枠で採用してほしいというご意見であった。18番、教員業務を本来業務とそうでない業務に分けることは難しいことから、業務を分けて複数のスタッフが担うよりも、そもそも教員の数を増やすべきという観点からのご意見であった。

その他として、19番は、出雲地区で増加している外国籍の子どもを出雲商業高校で受け入れることを検討したらどうかというご意見をいただいたところである。

以上がパブリックコメントでいただいたご意見である。なお、これらの意見に対する回答については現在調整中であり、今後、ビジョンの修正案とあわせてお示しをさせていただきたいと考えている。

2番目、地域別広聴会における主な質疑、ご意見である。地域別広聴会であるが、11

月に県内5会場で開催をした。さまざまな意見をいただいた、主なものということで10件を挙げさせていただいている。

1番、高校魅力化コンソーシアムの構築、非常に意義のあることであり、有効な手段であるという肯定的なご意見であった。2番、1市町に複数の高校がある場合はどのようにコンソーシアムを構築していったらよいかとのご質問であった。これについては、1校につき1コンソーシアムの場合もあれば、1つの地域に複数校で1コンソーシアムの場合もあると考えており、今後どのようにコンソーシアムを構築していくかは、地域の考えをよくお聞きして、相談しながら進めていくことになると考えている。3番、地域課題解決型学習は必ず行う必要があるかとの質問であったが、これについては、新学習指導要領に示された社会に開かれた教育課程を実施していく必要があることから、全ての高校において地域課題解決型学習を実施していただきたいと考えているが、その実施方法については、各高校の実情によるものと考えている。4番、「しまね留学」の推進には寄宿舍の拡充が必要とのご意見であるが、これについては、現在の宿舍の改修や共同利用などのほか、市町村との連携が必要と考えている。5番は、先ほどのパブコメのご意見、12番とも関連するが、文理融合型の新しい学科と単位制のイメージを教えてほしいとのご意見である。これについては、従来の文系、理系のようにはっきり分けた学科ではなく、さまざまなニーズに対応できる、文系と理系が融合した学科を想定している。6番、7番は、松江市内普通科3校の今後のスケジュールに関するご質問である。これについては、各高校と県教育委員会のほうで連携をとり合いながら具体的に検討をすることにしており、現在も少しずつ進めているところである。進捗状況においては、適宜情報発信していくこととしている。8番目、中山間地域の統合は行わないで、現在の配置のまま維持してほしいとのご意見であった。これについては、生徒にとってよりよい教育環境とは何かを考えながら、魅力化の取り組みや成果、中学校卒業生数、入学定員に対する充足率等を総合的に検討していくということにしている。9番目、県西部の3校の県外入学制限を撤廃することにより、地元生徒の進路の保障に影響を及ぼすことはないかとのご質問であった。これについては、地元生徒の進路の保障に配慮するとともに、地域の中学校卒業生数や県外生徒の受け入れ体制など、地域や各高校の実情に応じて、県外からの入学者数の上限を設定していただくこととしている。10番目、教員の多忙・多忙感に関して、教員は地域課題解決型学習に取り組む時間的・精神的余裕が必要であるというご意見であった。これについては、地域のさまざまな関係者で構成するコンソーシアムを構築することで、地域課題解決型学習な

どの社会に開かれた教育課程の実施に当たっても、地域の協力を得ることによって教員の負担を軽減していきたいと考えている。

以上がパブリックコメントと地域別広聴会でいただいた意見の概要である。なお、これらの意見を踏まえたビジョン案の大きな修正はないと考えているが、例えばパブリックコメントの12番や広聴会意見の5番、文理融合型の新しい学科、単位制がわかりにくいといったご意見や、パブリックコメントの16番、教員の養成や育成に係る島根県立大学の記載については、ご意見を踏まえて現在検討しているところである。

今後の予定についてである。次回の教育委員会会議において、ビジョンの修正案をお示しさせていただき、意見をいただきたいと考えている。そして、2月上旬に予定されている会議で議決をいただきたいと考えている。

○新田教育長 本日はパブリックコメントと、それから広聴会の速報的な説明でとどめさせていただいている。次回の1月の会議で、また改めて修正案等も含めて説明させていただき、協議をお願いしたいと思っている。

———原案のとおり了承

第72号 平成31年度島根県教育職員採用候補者選考試験等の結果について（学校企画課）

○福間学校企画課長 実習助手であるが、募集種別として、今年度は一般の実習助手と、工業と水産の実習助手を実施した。受験状況と選考結果は表のとおりである。採用人数は若干名としていたが、一般は2名、工業と水産は1名ずつを名簿登載している。一般2名は女性で、工業、水産、それぞれ1名は男性である。11月14日に合否を発表している。

続いて、高校水産の教諭の特別選考試験について報告する。これについては、夏に行った平成31年度の教員の採用試験において、募集したが、受験者がなかった水産の機関という職種について再度募集をし、出願のあった1名について選考試験を行ったものである。水産の受験者においては、夏の採用試験の期間中は仕事で航海に行っていたり、出願できない者も多いために特別選考を行ったということである。12月1日に試験を行い、選考の結果、1名を名簿登載している。

———原案のとおり了承

**第73号 平成31年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者
選考試験の結果について（学校企画課）**

○福間学校企画課長 第1次の筆記試験は8月20日に行い、第2次試験は、面接試験を10月の下旬から11月中旬にかけて実施をした。名簿登載者については、小・中学校合わせて校長が66名、教頭が75名と、ほぼ予定どおりの数である。括弧内が女性による数である。12月4日に合否発表している。

参考のところに、近年の合否の状況を載せている。校長について女性は、6名と少し減っているが、教頭については女性20名というところで、大幅に増加している。倍率については低下傾向にあり、特に校長、教頭とも2.4倍で、さらに低下しているところである。管理職の大量退職というのもあり、やむを得ない面はあるが、長期的に取り組むべき課題と認識している。その中で、教頭の出願者は増加しており、女性の出願者も増になり、名簿登載者は20名の増加で、よい傾向にはあると考えている。今後も教育施策説明会等で小・中学校の校長に対して、対象者に受験を勧めるなど、受験者の確保をさらに進めていきたいと考えている。なお、今回は主幹教諭の選考試験を導入して、14名の登載者があった。

———原案のとおり了承

**第74号 平成31年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（10月末）について
（教育指導課）**

○濱村地域教育推進室長 平成30年10月末の就職関係のデータを掲載している。卒業予定者については4,672名、その中で就職希望者の割合については、例年並みで22.

7%となっている。その中での内定率については、その右側であるが、84.9%という数字になっており、昨年度よりわずかに下がっているが、ここ5年間では内定率は80%を超える状況が続いており、高い水準が維持していると考えている。そうした中で、内定者は160名である。

就職内定率については、上部のグラフは3月末の年比較、下部グラフが10月末の年比較したものである。続いて、右の下の図2をご覧ください。こちらは就職希望者の中における県内と県外の割合について示したものになっている。平成30年度については、一番右側のグラフ、74.5%というものが県内の割合という状況になる。同じく、左下の図3が、内定者の中での県内、県外の割合について棒グラフで書いてあるものになるが、そこで白抜きに書いている数字である。具体的に申し上げますと、74.3%というのが内定者の中で県内の割合である。こちらの図については、ここ数年75%ぐらいで推移している。続いて、図4、右側の地区別の内定率である。こちら、上のほうが平成29年、その下が平成30年度の状況になっている。県全体として内定率は若干下がってはいるが、地区別に少し差があるが、大きな差があるとは考えていない。

これからも引き続き、未内定者の就職、内定待ちなど、さまざまな状況があるが、こういった生徒たちの就職先、生徒の希望というものが少しでも叫ぶよう、学校と連携しながら取り組んでいきたい。

———原案のとおり了承

第75号 第3回食の縁結び甲子園全国大会の結果について（教育指導課）

○濱村地域教育推進室長 平成30年11月10日、くにびきメッセで本大会を開催させていただきました。大会当日は、浦野委員、真田委員にご出席いただき、生徒の応援をしていただき改めてお礼申し上げます。

優勝は、島根県立松江養護学校であった。島根県の学校としては、初めて優勝となる。大会当日のプレゼンテーションや、調理だけではなく、アンケートによる課題把握や多くの場所へ出かけての探求活動など、レシピを考えた過程が成果として高く評価された。

続いて、準優勝は、東京都立葛飾ろう学校、北海道三笠高等学校、この2校が準優勝と

なった。また、特別審査委員のネゴシックスさんから、特別審査委員賞を仙台市立仙台商業高等学校が受賞されている。

このほか、島根の開催県代表として参加した矢上高等学校は、入賞ということにはならなかったが、三江線をテーマとしたストーリー性のあるまとめ方で、卒業生や地域とつながった積極的な活動が見えるものとなっていた。

いずれの学校も思いを込めて取り組まれたことがよくわかる大会であったと思うが、課題解決型学習の手法を取り入れた今大会については、生徒たちがみずから課題を見つけ、チームの仲間や地域の方々との協力を得ながら活動し、得られた気づきなどが提出された応募書類やプレゼンテーションなどから確認できたことは成果と考えている。来場者は、900人程度であった。

また、当日は県内の高校生や松江栄養調理製菓専門学校の生徒の皆さんに当日の大会を支援していただいた。またLPガス協会の協力のもと県予選大会を実施するなど、関係団体の協力をいただき、この全国大会が実施できた。

○浦野委員 昨年度、今年度と続けて参加させていただいた。松江養護学校さんの頑張りが本当に伝わってきて、受賞は大変うれしいことであった。今回の評価の仕方が、先ほどの説明にもあったように教育的にすごく価値のあるものだということを聞いて、さらにまた、来年度、再来年度、発展していけたらなと感じる。

頼まれた子どもさんたちはいろいろ来られていたが、ただ、チラシを見て参加してくれる子どもたちがもうちょっといてもいいのかなと思った。県立高校には各学校、家庭クラブ、家庭科クラブなど、料理の好きな子どもさん結構いると思うので、そういう子どもたちが集まってつくっている過程とかプレゼンとかを聞いて、もうちょっと盛り上がっていただけたらもっといいのかなと感じた。

○濱村地域教育推進室長 いただいたご意見を参考にさせていただいて、また今後の取り組みの検討とさせていただきたいと思う。

———原案のとおり了承

第76号 平成30年度学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について（保健体育課）

○日野健康づくり推進室長 この表彰は、学校給食の実施に関し、優秀な成果を上げた学校、共同調理場及び功績のあった学校給食関係者並びに団体を文部科学大臣が表彰するものである。本年度は島根県より1名の方が学校給食表彰を受賞された。江津市立桜江小学校栄養教諭、酒井美恵子さんである。昭和62年から現在まで、子どもの心身ともに健全な育成を目指して、学校給食の充実、食育の推進に尽力された。特に浜田ろう学校在職中に、浜田養護学校や江津清和養護学校での給食の実施に貢献され、きめ細やかな給食対応をされた功績は全国でも高い評価を得た。また、島根県学校栄養士会の会長職などを歴任し、人材育成にも努めておられる。表彰式は、11月29日に兵庫県神戸市の方で行われた。

———原案のとおり了承

第77号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○前田社会教育課長 前回11月の教育委員会会議の後に決定した表彰、顕彰が4件あるので、これらを一括して説明する。

1つ目は、右上に別紙1と記載した資料13の2である。平成30年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰である。この表彰は、文部科学省が、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する特別支援教育、障がい者のスポーツや文化芸術活動の振興などに取り組むための一環として、昨年度に創設された表彰制度である。障がいのある方々が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などのさまざまな機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習を支える活動を行う個人や団体を各県が2件以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰を行うものである。

本県は、教育庁における本庁各課や特別支援学校、知事部局の関係課、全市町村、PTA連合会等の関係機関へ直接、及びそれらを経由した関係団体に対して幅広く推薦の依頼を行った結果、社会福祉法人いわみ福祉会「芸能クラブ」1件の推薦があり、県の選考を経て、文部科学大臣表彰が決定した。

当団体は約40年の長きにわたって、知的障害者施設の利用者と施設職員が一緒に取り

組み、障がい者の社会参加、自立、社会の理解促進に大きく寄与しておられることなどが評価されていると考えられる。近年では「安倍総理と障害者の集い」での上演とか、海外公演も行っておられる。表彰式の後に行われた事例発表では、全国4つの団体のうちの1つとして、大蛇を上演された。

なお、今回の表彰対象は全国で67件であり、個人、団体別では、個人が14件、団体が53件であり、分野は学習、スポーツ、文化、福祉、就労支援など、多岐にわたっている。また、この表彰の対象となる基準は、活動の分野や内容、継続年数等が厳しく限定されるものではないので、次年度以降もさらなる周知に努め、対象となる団体が推薦、表彰されるよう努めていく。

2つ目は、別紙2と記載した資料13の3と13の4、平成30年度島根県優良少年団体表彰、教育長表彰である。この表彰は、定期的、継続的な活動によって明るく住みよい地域づくりに貢献している少年団体を表彰するもので、具体的には地域環境の浄化、美化、福祉、読書などの分野のボランティア活動や伝統文化の継承、または新しい地域文化の創造に寄与する活動を行う団体を対象としている。

今年度は4つの団体が市町村等から推薦され、いずれも表彰が決定した。安来Jr. ブラスバンドは、地域のイベントや福祉施設のお祭りなどに数多く出演し、地域貢献につながっている点、ボーイスカウト松江第1団は、各種の募金活動、清掃活動など、さまざまな奉仕活動を通じて社会貢献を行っている点、中高生地域貢献活動グループ「大田J0いんっ♪」は、中高生の目線で幅広い活動を行うほか、次世代リーダーの育成という面でも地域に大きく貢献しておられる点、西村子供神楽社中は、神社の祭礼や福祉施設の慰問などの活動を積極的に行っている点などがそれぞれ特徴であり、評価された。表彰式は来週の27日に行う。

3つ目は、別紙3と記載した資料13の5、平成30年度島根県青少年芸術文化表彰、知事表彰の第1期分である。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及び指導者を表彰するもので、具体的には表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準じると認められる大会、つまりその分野で最も権威のある大会において、最優秀またはそれに次ぐ賞を受賞した団体と個人を対象としている。

1年を通して、開催される大会の数や時期をおよそ半々になるように勘案して、4月から11月までと12月から3月までに受賞決定となったものに分けて、年2回表彰している。

このたびの第1期分は個人の1件である。受賞者は隠岐の島町立西郷中学校の高梨はな

さんである。少年の主張全国大会で全国2位の文部科学大臣賞を受賞された。この大会において、本県の児童生徒が全国の1位の内閣総理大臣賞、2位の文部科学大臣賞を受賞するのは、高梨さんで5人目である。昨年度も海士中学校の生徒が同じ文部科学大臣賞を受賞しており、感性や表現力にすぐれた隠岐の子どもたちの活躍が目立っている。表彰式は12月25日に行う。

4つ目は、別紙4と記載した資料13の6、平成30年度島根県児童生徒学芸顕彰、教育長表彰の第1期分である。この顕彰は、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及び指導者を顕彰するもので、具体的には実施要項で定める全国規模の大会及びこれらに準じると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞された団体と個人としているが、先ほどの知事表彰に該当する者は除く。この顕彰も先ほどの知事表彰と同じで、年2回表彰している。今回の第1期分の詳細は資料13の7ページに記載している。なお、この中には9月の教育委員会会議で報告した第42回全国高等学校総合文化祭における入賞団体と個人も含まれている。また、今回の児童生徒の14団体、9個人と指導者2人を合わせた計25件は、この5年間で最も多い件数である。児童生徒の健闘と指導者の熱意ある指導が結実した表れであると考えている。顕彰式は12月26日に行う。

———原案のとおり了承

第78号 登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

○山根世界遺産室長 去る11月16日に、出雲市内の建造物10件、国登録有形文化財（建造物）に登録するよう国の文化審議会から文部科学大臣に答申があったので、報告する。

まず、（1）出雲市斐川町にある常松家住宅の主屋など5件である。いずれの建物も明治前期に建てられたもので、寄せ棟、茅葺の主屋など、旧家の屋敷構えがよく残り、出雲平野の伝統的な民家であることが評価された。

次に、（2）出雲市平田町にある酒持田本店の向座敷と土蔵についてである。平田町の中心部にある明治期と昭和初期に建てられた商家であり、既に登録をされている店舗兼主

屋などとともに、商家町の歴史的な景観を形成する建物であることが評価をされた。

最後に、（３）の出雲市大社町にある上野家住宅の主屋など３件についてである。旧出雲街道沿いにある江戸後期と明治期に建てられた名主住宅であり、出雲平野の伝統的な民家形式を示す一方、奥座敷の正面に開放的なガラス窓を用いるなど、民家の近代的な展開を示す建物であることが評価をされた。

島根県の国登録有形文化財（建造物）の件数は、今回の答申により、県内では１９９件、出雲市では２５件となる状況である。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第19号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定等に関する要綱の改正について (保健体育課)

———原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 教職員の分限処分について (学校企画課)

———原案のとおり承認

第4号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

———原案のとおり承認

(協議事項)

第12号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

———資料に基づき協議

教育長 閉会宣言 17時00分